

○木更津市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

令和8年6月18日

木更津市告示第202号

(趣旨)

第1条 市長は、安全・安心なまちづくりを推進するため、自主防犯活動や交通安全に係る見守り活動の補完として、自治会、町内会（以下「自治会等」という。）が行う防犯カメラの設置に要する経費に対し、予算の範囲内において、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、自治会等に補助金を交付する。

(補助対象)

第2条 補助金の交付の対象となる防犯カメラは、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 専ら地域における犯罪の予防を目的として、公道等（不特定多数の通り抜けがあり、その通行が管理者により認められている私道及び通り抜け可能で不特定多数の人が24時間出入り自由に利用できる公園を含む。以下同じ。）を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の記録の機能を有するもの。
- (2) 撮影された映像のうち、公道等の映像面積が2分の1以上であること。
- (3) 木更津警察署との協議を経て、設置場所を選定しているもの。
- (4) 専らごみ置場の監視目的、施設の管理目的、その他防犯以外の目的（いたずら防止、捨て猫対策等）で設置したものでないこと。
- (5) 自治会等の総意で設置するもの。
- (6) 撮影対象区域の住民等の同意を得られたものであること。
- (7) 防犯カメラを取り付ける工作物等及びその敷地の所有者等（以下「設置場所の所有者等」という。）の同意や占用許可等を得ているもの。
- (8) 防犯撮影を示す表示及び設置者の名称を記したプレートを設置すること。
- (9) 更新設置の場合は、前回設置が完了した日の属する会計年度終了後、5年を経過していること。

2 防犯カメラについて、以下の項目を含む管理運用規程が運用開始の日までに定められていること。

- (1) 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務
- (2) 記録した映像の保管方法、保管期間、保管期間終了後の消去方法
- (3) 記録した映像の利用・提供の制限
- (4) 苦情処理対応
- (5) その他防犯カメラの運用に関すること

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、防犯カメラの設置に対し、他の法令等により、国、県又は市から同種の補助金の交付を受けていない、かつ、受ける予定がない自治会等とする。

2 前項の規定にかかわらず、自治会等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合は、補助金の交付を受けることはできない。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の対象経費及び補助額は次のとおりとする。

対象経費	補助額
1 防犯カメラの購入及び取付工事に要する経費 (設置明示用プレートの設置に要する経費を含む。 モニターの購入及び設置に要する経費は除く。)	対象経費の2分の1以内に相当する金額(その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、1台当たりの上限額を10万円とする。
2 防犯カメラを購入によらず、賃借する場合の設置 初年度内の賃借に要する経費	
3 記録媒体(SDカード等)購入に要する経費 (SDカードは防犯カメラ1台当たり2枚まで。)	

(事前協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、補助金の交付を申請する年度の前年度の9月末日までに、設置台数及び設置場所等について、市長と事前協議を行わなければならない。なお、事前協議の方法は別に通知するものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合にあってはこの限りでない。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする自治会等(以下「申請者」という。)は、防犯カメラ設置事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施に係る収支予算書
- (2) 見積書の写し
- (3) 仕様書の写し
- (4) 位置図（設置場所及びおおむねの撮影範囲を示したもの。）
- (5) 設置予定場所の現況写真
- (6) 防犯カメラ設置が自治会等の総意であることを証する総会の議事録の写し又は回覧資料等
- (7) 設置年月の分かる書類（更新の場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、防犯カメラ設置事業補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告しその指示を受けること。
- (4) 補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、常にその管理状況を明らかにすること。
- (5) 取得財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図るものとする。
- (6) 取得財産を移設する必要がある場合又は破損するなどにより防犯の用に供することができなくなった場合は、市長にその旨とその後の対策について報告するものとする。
- (7) 補助事業の完了後、市長から要求のあったときは、補助対象となった設備の現況について報告するものとする。
- (8) 第4号から前号までに掲げる義務を負う期間は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。
- (9) その他市長が必要と認める条件

(変更等の承認申請)

第9条 前条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、防犯カメラ設置事業変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第10条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、決定した内容を防犯カメラ設置事業変更(中止・廃止)決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定により実績報告をしようとする場合には、事業完了の日から30日以内に防犯カメラ設置事業補助金実績報告書(第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対処経費の支出証拠書類の写し
- (3) 設置工事等の契約書の写し
- (4) 設置後の現況写真(防犯カメラ及び表示用プレート等を写したもの。)
- (5) 設置した防犯カメラにより撮影された画像
- (6) 設置及び管理運用規程の写し
- (7) 設置場所の所有者等からの占有許可等の写し(申請者と設置場所の所有者等が異なる場合に限る。)
- (8) 電柱共架の契約書の写し(電柱等に設置する場合に限る。)

(額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査した上で、補助金の額を確定し、防犯カメラ設置事業補助金額確定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとする場合は、防犯カメラ設置事業補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。その場合において、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(遵守事項)

第15条 補助金の交付を受けた申請者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 防犯カメラに異常がないか適宜点検し、必要な修理を行うなど設置者として責任をもって保守管理を行うものとする。
- (2) 維持管理する防犯カメラの台数及びその所在の正確な把握に努めるものとする。

(その他)

第16条 市長は、防犯カメラの設置に関し、この要綱の施行に必要な限度において警察等の関係機関等へ意見照会等を行うことができるものとする。

2 市長は、この要綱に基づき設置された防犯カメラの設置状況に関し、警察等の関係機関等と情報共有することができるものとする。

3 市長は、この要綱に基づき設置された防犯カメラの設置場所を公表することができるものとする。

(補則)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別記

第1号様式（第6条）

年 月 日

木更津市長

様

防犯カメラ設置事業補助金交付申請書

年度防犯カメラ設置事業補助金の交付を受けたいので、木更津市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

（申請者） 自治会等名 代表者 職・氏名 代表者 住所 代表者 連絡先 (電話及びメールアドレス)	印 — — @
設置台数	台
設置に要する経費	円
補助申請額	円
設置場所・仕様	添付位置図・仕様書のとおり
調達方法	購入 ・ リース（リース期間 箇月）
自治会等会員への説明	総会 ・ 総会に代わる方法（ ） により、事業の説明をし、承認を得ている。
警察との協議	木更津警察署と犯罪抑止に効果的な設置・撮影箇所、設置台数、仕様等について協議済 (年 月 日完了)
添付書類	☐ 収支予算書 ☐ 見積書の写し ☐ 仕様書の写し ☐ 位置図（設置場所及びおおむねの撮影範囲を示したものの。） ☐ 設置予定場所の現況写真 ☐ 防犯カメラ設置が自治会等の総意であることを証する総会の議事録の写し又は回覧資料等 ☐ 設置年月の分かる書類（更新の場合に限る。）

備考1 自治会等は、この要綱に定める内容を遵守し、防犯カメラの適切な管理・運用等を行うものとする。

2 自治会等は、明示用プレート等を設置し、防犯カメラが設置されていることをわかりやすく表示するものとする。

3 自治会等は、この要綱に基づき設置された防犯カメラに関し、警察等の関係機関等から求めがあった際に、情報提供することに同意するものとする。

自治会等名

代表者住所

代表者職・氏名

様

防犯カメラ設置事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度防犯カメラ設置事業補助金交付申請について、次のとおり交付（不交付）の決定をしたので、木更津市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

木更津市長

記

- 1 交付決定額（不交付とする理由）
- 2 交 付 条 件 木更津市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の規定を遵守すること

審査請求等について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、木更津市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、木更津市を被告として提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第9条）

年 月 日

木更津市長 様

防犯カメラ設置事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付木更津市指令第 号をもって補助金の交付決定通知の
あつた防犯カメラ設置事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、木更津市補助金等交付
規則第5条の規定により、次のとおり申請します。

（ 申 請 者 ） 自 治 会 等 名 代 表 者 職・氏 名 代 表 者 住 所 代 表 者 連 絡 先 （電話及びメールアドレス）	⑩ — — @	
事業内容	変更前	変更後
金額	円	円
変更（中止・廃止） の理由		
添付書類	※変更（中止・廃止）にともなう関係書類等を記入し、添付してください。	

自治会等名

代表者住所

代表者職・氏名

様

防犯カメラ設置事業補助金変更（中止・廃止）決定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度防犯カメラ設置事業補助金変更（中止・廃止）申請について、次のとおり交付決定したので、木更津市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

木更津市長

記

	変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後
交付決定額	円	円
事業内容		

審査請求等について

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、木更津市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、木更津市を被告として提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

木更津市長 様

防犯カメラ設置事業補助金実績報告書

年 月 日付木更津市指令第 号の決定に基づき、次のとおり防犯カメラ設置事業を行ったので、木更津市補助金等交付規則第 12 条の規定により、報告します。

(申 請 者) 自 治 会 等 名 代 表 者 職 ・ 氏 名 代 表 者 住 所 代 表 者 連 絡 先 (電話及びメールアドレス)	⑩ ー ー @
補助金交付決定額	円
設置台数	台
経費積算額	円
添付書類	☐ 収支決算書 ☐ 補助対処経費の支出証拠書類の写し ☐ 設置工事等の契約書の写し ☐ 設置後の現況写真（防犯カメラ及び表示用プレート等を写したものの。） ☐ 設置した防犯カメラにより撮影された画像 ☐ 設置及び管理運用規程の写し（交付申請時に草案等を添付した場合に限る。） ☐ 設置場所の所有者等からの占用許可等の写し（申請者と設置場所の所有者等が異なる場合に限る。） ☐ 電柱共架の契約書の写し（電柱等に設置する場合に限る。）

自治会等名

代表者住所

代表者職・氏名

様

防犯カメラ設置事業補助金額確定通知書

年 月 日付防犯カメラ設置事業補助金実績報告書により 年度防犯カメラ設置事業補助金を次のとおり確定したので、木更津市補助金等交付規則第14条の規定により通知します。

年 月 日

木更津市長

記

- | | |
|--------------|---|
| 1 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 補助事業の経費積算額 | 円 |
| 3 補助金の確定額 | 円 |

審査請求等について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、木更津市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、木更津市を被告として提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式（第13条）

年 月 日

木更津市長 様

防犯カメラ設置事業補助金交付請求書

年 月 日付木更津市達第 号により確定通知のあった防犯カメラ
設置事業補助金について、木更津市補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求し
ます。

（申請者） 自治会等名 代表者職・氏名 代表者住所 代表者連絡先 (電話及びメールアドレス)	印 — — @
補助金交付請求額	円
振込先	[銀行名] [支店名] [口座種別] [口座番号] [口座名義人]